○近畿地方整備局告示第八十五号

平成三十年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
米原市顔戸字塚町一三一七番一から彦根市佐和山町字通り道一三三番一まで	前	B　九・七～六・九	七・六八四	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　九・七～六・九 B　二一・六〇～九一・〇〇	七・六八四 八・〇一七	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
堺市西区浜寺船尾町西五丁一三二番一から高石市綾園六丁目一三〇番二まで	前	A　三〇・二〇～四一・四〇	三・八五八	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　三〇・二〇～四一・四〇 B　一七・五〇～三〇・〇〇	三・八五八 四・九四三	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十七号

平成三十年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百六十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
大津市荒川字茅ヶ畑六二一番三から同市逢坂一丁目三六八番まで	前	A　六・九〇～二八・五〇 B　二〇・五〇～二五・〇〇 C　一二・〇〇～五三・二〇	八・六〇八 二七・八四五 二・八六一	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B　二〇・五〇～二五九・〇〇	二七・八四五	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百六十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
大阪市平野区加美南五丁目三九番一から大和高田市今里町一〇番七まで	前	B　六・〇〇～一〇・二〇～	二三・八〇六	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　六・〇〇～八八・五〇 B　四六・六〇〇～八七・八〇〇 C　一〇〇・二〇～一〇〇・四〇 D　二三・八〇六～四四・二九六 二三・八〇六～四四・六二七 七三・四〇～七三・九〇九	四・二九六	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局、同局大阪国道事務所及び同局奈良国道事務所

○中国地方整備局告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により一般国道の改築工事を本局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

平成三十年四月二日

中国地方整備局長　川崎　茂信

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の期日
一号　下関市豊田町大字八道から長門市俵山まで		改築	平成三十年四月二日

○中国地方整備局告示第四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二日

中国地方整備局長　川崎　茂信

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号及び百八十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
岩国市守内字河口一五番二から同市守内字池の本四六番まで	前	三五・〇〇～八三・〇〇	〇・〇九六	
	後	三七・〇〇～八五・〇〇	〇・〇九六	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二日

中国地方整備局長　川崎　茂信

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号及び百八十七号	岩国市守内字河口一五番二から同市守内字池の本四六番まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年四月二日